

新見公立大学学則（案）

〔平成 22 年 4 月 1 日〕
規則 第 1 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
 - 第 2 章 学部、学科、学生定員及び修業年限(第 3 条・第 4 条)
 - 第 3 章 学年、学期及び休業日(第 5 条―第 7 条)
 - 第 4 章 入学、退学及び休学等(第 8 条―第 20 条)
 - 第 5 章 教育課程及び履修方法等(第 21 条―第 28 条)
 - 第 6 章 卒業等(第 29 条―第 31 条)
 - 第 7 章 検定料、入学料及び授業料等(第 32 条・第 33 条)
 - 第 8 章 教職員組織(第 34 条)
 - 第 9 章 教授会等(第 35 条・第 36 条)
 - 第 10 章 科目等履修生及び研究生(第 37 条)
 - 第 11 章 賞罰(第 38 条・第 39 条)
 - 第 12 章 附属施設(第 40 条)
 - 第 13 章 雑則(第 41 条)
- 附則

第 1 章 総則 (目的)

第 1 条 新見公立大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(昭和 22 年法律第 25 号)及び学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の趣旨に基づき、広く教養を高めるとともに、保健医療に関し、深く専門の知識と技能を教授研究し、良き社会人として、市民の生活及び文化の向上並びに地域又は社会における保健医療及び福祉の向上並びに我が国の看護学の進展に貢献することを目的とする。

(自己評価)

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価について必要な事項は、別に定める。

第 2 章 学部、学科、学生定員及び修業年限 (学部、学科及び学生定員)

第 3 条 本学において設置する学部、学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学部名	学科名	入学定員	収容定員
看護学部	看護学科	60 人	240 人

(修業年限及び在学期間)

第 4 条 本学の修業年限は、4 年とする。

2 学生の在学期間は、8年を超えることができない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を区分して、次の2期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 大学開学記念日

(4) 春期休業日 3月15日から3月31日まで

(5) 夏期休業日 8月1日から9月30日まで

(6) 冬期休業日 12月25日から翌年1月10日まで

2 前項の規定にかかわらず学長は必要があると認めた場合は、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

第4章 入学、退学及び休学等

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(5) 文部科学大臣の指定(学校教育法施行規則第69条第3号)した者

(6) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(7) 文部科学大臣が、高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者(昭和53年文部省令第23号)

(8) 18歳に達し、本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第10条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

2 提出すべき書類、提出の時期及び方法等については、別に定める。

(入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(合格者の決定)

第12条 前条の選考による合格者の決定は、教授会の議を経て学長が行う。

(入学の手続き及び入学の許可)

第13条 前条の合格者は、指定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、公立大学法人新見公立大学の授業料等に関する規程に定める入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転入学)

第14条 学長は、本学に転入学を志願する者がいるときは、欠員のある場合に限り選考のうえ相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学する場合は、第10条から第13条までの規定を適用する。

(再入学)

第15条 第19条の規定により本学を退学した者で、本学に再び入学を希望するときは、学長は選考のうえ相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学する場合は、第10条、第11条及び第13条の規定を適用する。ただし、卒業若しくは退学の日から1年以内に再入学する場合は、公立大学法人新見公立大学の授業料等に関する規程に定める入学料は、免除する。

(保証人)

第16条 入学(転入学等を含む。)を許可された者は、保証人2名を定め、本学の指定する期間内に届け出なければならない。

2 保証人は、独立の生計を営む成年の者でなければならない。

3 保証人は、学生の在学中、当該学生に関する一切の事項について責任を負うものとする。

4 保証人が死亡し、又はその資格を欠くに至ったときは、保証人を補充しなければならない。

5 保証人の住所、氏名等に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(休学)

第17条 学生が疾病その他やむを得ない理由により、引続き2月以上修学することができない場合は、学長の許可を得て休学することができる。

2 前項の許可は、教授会の議を経て学長が行う。

3 疾病のため、修学することが適当でないと認められる者に対しては学長は、教授会の議を経て休学を命ずることができる。

4 休学期間は引続き1年を超えることができない。ただし、特別の理由があるときは、1年を限度として休学期間を延長することができる。

- 5 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 6 休学期間は、第4条に規定する在学期間には算入しない。

(復学)

第18条 休学期間中に復学を希望するときは、学長の許可を得て復学することができる。

(退学等)

第19条 学生が退学しようとするとき、又は他の大学に転学しようとするときは、理由書又は医師の診断書を提出し、学長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、教授会の議を経て学長が行う。
- 3 学長は、学生の学業成績が著しく不振であると認める場合は、教授会の議を経て、当該学生に対して退学を勧告することができる。

(除籍)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第4条第2項に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第17条第5項に規定する期間を経過してなお修業できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促しても納付しない者
- (4) 死亡又は行方不明の届け出がなされた者
- (5) 学力劣等又は、その他の事由により成業の見込みがないと認められた者

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目及び単位数)

第21条 本学において開設する基礎分野、専門基礎分野、専門分野に関する授業科目並びにその単位数は、別表第1のとおりとする。

- 2 前項に定める授業科目のほか、必要がある場合は、教授会の議を経て臨時に授業科目を開設することができる。

(単位の計算方法)

第22条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学長が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習については、30時間から45時間までの範囲で学長が定める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目については、これらの学習の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(履修方法)

第23条 本学において開設する授業科目は、これを必修及び選択科目とし、学生は第21条に定める授業科目について履修し、各学科所定の単位を修得しなければならない。

2 授業科目の履修方法については、本学則に定めるもののほか、学長が別に定める。

(単位の授与)

第24条 授業科目を履修しその試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験等に関する規程は、学長が別に定める。

(学習の評価)

第25条 試験等の評価は、優、良、可及び不可の評語をもって表わし、優、良及び可をもって合格とし、不可は不合格とする。

(他大学等における授業科目の履修等)

第26条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位については、60単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として、教授会の議を経て学長が認定することができる。

3 前各項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(大学等以外の教育施設等における学修)

第27条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項により修得したものと認めた単位数と合わせて、60単位を超えないものとする。

3 前各項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の取り扱い)

第28条 教育上有益と認めるときは、第13条第2項の規定により入学許可される前に、大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により取得したものを含む。)及び前条第1項の規定により与える単位については合わせて、60単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として、教授会の議を経て、学長が認定することができる。ただし修業年限を短縮することはできない。

2 第14条の規定により転入学、若しくは第15条の規定により再入学を許可された者のすでに履修した授業科目について修得した単位の取り扱い及び在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定するものとする。

3 前各項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第29条 本学を卒業するためには、第4条に定める修業年限以上在学し別表第1の定めるところにより、131単位以上を修得しなければならない。

(卒業の認定及び学位の授与)

第30条 前条の要件を備えた者には、学長は教授会の議を経て卒業を認定し卒業証書を授与する。

2 卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより次の区分に従い、学士の学位を授与する。

学 部	学 科	学 位
看護学部	看護学科	学士(看護学)

(資格等の種類)

第31条 本学において取得することができる資格及び免許状等の種類は次のとおりとする。

学 部	学 科	資 格 等
看護学部	看護学科	保健師国家試験及び看護師国家試験受験資格 申請により、養護教諭2種免許状及び第1種衛生管理者免許

第7章 検定料、入学料及び授業料等

(検定料等の額)

第32条 本学の検定料、入学料及び授業料等の額並びに納付方法については、別に定める。

(授業料の減免)

第33条 学業成績優秀な者であって、授業料の負担が困難と認められる者について、別に定めるところによりその授業料を減免することができる。

第8章 教職員組織

(職員組織)

第34条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手並びに事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

第9章 教授会等

(教授会)

第35条 本学の教育・研究等に関する事項を審議するため教授会を置く。

2 教授会は、学長、教授、准教授、講師、助教及び助手をもって組織する。

3 教授会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(委員会等)

第36条 本学に常任委員会その他必要な委員会等を置くことができる。

2 委員会に関する規程は、学長が別に定める。

第10章 科目等履修生及び研究生

(科目等履修生等)

第37条 本学の開設授業科目のうち、1科目又は数科目を選んで聴講を志願する者があるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて、学長は、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することができる。

2 本学において、特別事項についての研究を志願する者があるときは、当該学部の教育及び研究に支障がない限りにおいて、学長は選考のうえ研究生として入学を許可することができる。

3 科目等履修生及び研究生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第38条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長は、教授会の議を経てこれを表彰することができる。

(懲戒)

第39条 本学の学則に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第12章 附属施設

(厚生補導施設)

第40条 本学に、厚生補導施設として相談室、保健室、食堂等を置く。

2 厚生補導施設に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第13章 雑則

(委任)

第41条 この学則に定めるもののほか本学の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1 (第21条、第29条関係)

授 業 科 目			単 位 数		卒 業 要 件
			必 修	選 択	
基 礎 分 野	人間と文化	基礎ゼミナール	1		必 選 修 択 科 目 7 目 13 単 位 上 単 位 上
		哲学		2	
		文学		2	
		音楽		2	
	人間と社会	美術		2	
		日本国憲法	2		
		法と倫理		2	
		社会学概論		2	
	自然と情報	心理学		2	
		自然科学Ⅰ	2		
		自然科学Ⅱ		2	
		生活化学		2	
	人間と言語	情報処	1		
		国語表現法		2	
		英語Ⅰ	1		
		英語Ⅱ	1		
		英会話Ⅰ	1		
		英会話Ⅱ	1		
		国際交流活動		1	
	スポーツ	英語論文講読入門	1		
講義生涯スポーツ論			1		
実技スポーツ実習A		1			
	実技スポーツ実習B	1			
	計	13	24	20	
専 門 基 礎 分 野	人間と社会と医療	医療概論	1		* * 必 選 選 修 択 択 科 修 科 目 目 1 目 単 29 1 位 単 単 以 位 位 上
		生命倫理	1		
		保健医療統計学Ⅰ(基礎)	1		
		保健医療統計学Ⅱ(応用)	1		
		社会福祉		1	
		保健福祉行政論	3		
		人間関係論		1	
		カウンセリング		1	
		国際保健論		1	
	生命のしくみ	ボランティア論		1	
		地域ボランティア活動		1	
		人体構造学	2		
		人体機能学	2		
		生命活動と代謝	1		
		微生物学	2		
		基礎病理学Ⅰ(総論)	1		
		基礎病理学Ⅱ(各論)	1		
		薬と健康	1		
	健康障害と医療	医療情報	1		
		病態治療学A(各科各論・消化器)	1		
病態治療学B(脳・神経・運動器・放射線医学)		1			
病態治療学C(呼吸器・血液・循環器)		1			
病態治療学D(腎・泌尿器・内分泌・代謝)		1			
女性の健康と疾患		1			
小児の健康と疾患		1			
心の健康と疾患		1			
薬と疾病		1			
臨床栄養学		1			
疫学	疫学	2			
	疫学調査・疫学演習		1		
	地域リハビリテーション論		1		
	運動指導論		1		
	計	29	9	31	

授 業 科 目		単 位 数		卒 業 要 件	
		必 修	選 択		
専 門 分 野	基礎看護学	基礎看護学概論	2		必 選 修 択 科 目 目 3 77 単 位 以 上
		健康生活援助技術論	2		
		療養生活援助技術論	2		
		健康障害援助技術論	2		
		看護過程論	2		
		基礎看護学実習Ⅰ	1		
	臨 床 看 護 学	基礎看護学実習Ⅱ	2		
		成人看護学概論	1		
		成人看護学援助論A(急性期)	2		
		成人看護学援助論B(慢性期・終末期)	2		
		成人看護学援助論C(リハビリテーション期・回復期)	1		
		成人看護学実習A(急性期)	4		
		成人看護学実習B(慢性期)	4		
		老年看護学概論	2		
		老年看護学援助論	2		
		老年看護学実習	2		
		生活支援看護学実習(コミュニティ)	2		
	学 校 看 護 学	在宅看護論	1		
		在宅看護援助論	1		
		在宅看護実習	2		
		精神看護学概論	1		
		精神看護学援助論	2		
		精神看護学実習	2		
		母子看護学概論A(母性)	2		
		母子看護学概論B(小児)	2		
		母性看護学援助論	2		
		小児看護学援助論	2		
地 域 看 護 学	母子看護学実習A(母性)	2			
	母子看護学実習B(小児)	2			
	公衆衛生看護学概論Ⅰ(総論)	1			
	公衆衛生看護学概論Ⅱ(各論)	2			
	地域ケアシステム論	1			
	地域看護活動展開論	1			
	保健計画論	1			
	健康教育論	1			
	地域保健指導論	2			
	地域保健指導特論		1		
	産業保健	1			
学校保健	1				
地域看護学実習	4				
家庭訪問実習		1			
看 護 の 探 求 と 発 展	看護管理	1			
	医療安全	1			
	救命救急医療特論		1		
	健康危機管理特論		1		
	地域医療特論		1		
	看護生涯教育特論		1		
	臨床コミュニケーション特論		1		
	卒業研究Ⅰ(基礎編)	1			
	卒業研究Ⅱ(実践編)	3			
	計	77	7		
合 計	119	40			
				80	
				131	

*は選択必修科目

新見公立大学教授会規程（案）

平成22年4月1日
規程第 号

（趣旨）

第1条 この規程は、新見公立大学学則第35条第3項の規定に基づき、教授会（以下「教授会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（組織）

第2条 教授会は、学長、教授、准教授、講師、助教及び助手をもって組織する。

2 事務局長及び各課長は、出席するものとする。

（所掌事務）

第3条 教授会が審議する教育又は研究に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

（1） 教育研究に関すること。

（2） 学生の入学（転入学及び再入学を含む。）退学、転学、休学、復学、除籍、卒業及び修了に関すること。

（3） 学生の試験及び単位の認定に関すること。

（4） 学位授与に関すること。

（5） 学生の生活支援に関すること。

（6） 学生の賞罰に関すること。

（7） 規程、学則に基づく学内諸規定に関すること。

（8） その他教授会が必要と認める事項に関すること。

（定例会及び臨時会）

第4条 教授会の会議は、定例会及び臨時会とし、学長が議長となる。

2 定例会は、原則として毎月一回これを招集する。

3 臨時会は、緊急を要するとき、又は第5条第3項の規定による招集の請求があるときに、その議題に限り招集する。

（招集）

第5条 学長は、教授会を招集する場合は、教授会の開催日時及び付議すべき議題を開催日の5日前までに第2条に定める教授会の構成員（以下「構成員」という。）に通知するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

2 教授会の招集通知後に緊急を要する議題がある場合は、前項の規定にかかわらず、これを議題として付議することができる。

3 構成員の3分の1以上の者から付議すべき議案及びその理由を示して開催の請求があったときは、学長は、教授会を招集しなければならない。この場合において、学長は、請求のあった日から起算して、原則として7日以内に招集するものとする。

（会議の成立等）

第6条 教授会は、構成員の3分の2以上の者の出席をもって成立する。ただし、次の各号の一に該当する者は、構成員の総数から除くものとする。

